（都市再開発法施行令の一部改正）

第十三条　都市再開発法施行令（昭和四十四年政令第二百三十二号）の一部を次のように改正する。

第四十六条の十七第二号中「第二条第二項」を「第二条第六項」に、「一般ガス事業者」を「一般ガス導管事業者」に改める。

（ガス事業法関係手数料令の一部改正）

第十四条　ガス事業法関係手数料令（昭和四十五年政令第三百一号）の一部を次のように改正する。

第一項中「第四十一条第一項第一号」を「第百六十四条第一項第一号」に改め、同項の表第四号の項中「第三十二条第三項第二号」を「第二十六条第三項第二号」に改める。

（特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令の一部改正）

第十五条　特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百六十四号）の一部を次のように改正する。

別表第三の三の項の下欄第三号及び同表の四の項の下欄第一号中「第三十二条第一項」を「第二十六条第一項」に改める。

（都市緑地法施行令の一部改正）

第十六条　都市緑地法施行令（昭和四十九年政令第三号）の一部を次のように改正する。

第三条第二十九号中「第二条第一項」を「第二条第二項」に、「一般ガス事業又は同条第三項に規定する簡易ガス事業」を「ガス小売事業」に、「に限り、」を「及び」に改める。

（消費生活用製品安全法施行令の一部改正）

第十七条　消費生活用製品安全法施行令（昭和四十九年政令第四十八号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二号中「第三十九条の十八」を「第百五十七条」に改める。

（石油コンビナート等災害防止法施行令の一部改正）

第十八条　石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和五十一年政令第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第六条中「第三十一条第一項」を「第二十五条第一項、第六十五条第一項」に、「第三十七条の十」を「第八十四条第一項」に改め、「含む。）」の下に「及び第九十八条第一項」を加え、「及び労働安全衛生法」を「並びに労働安全衛生法」に改める。

（特定商取引に関する法律施行令の一部改正）

第十九条　特定商取引に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百九十五号）の一部を次のように改正する。

第六条の三第二号中「第二条第一項又は第三項」を「第二条第五項」に改め、「提供」の下に「（同項に規定する最終保障供給に係るものに限る。）」を加える。

附則第三項に次の二号を加える。

三　電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）附則第二十二条第一項に規定する役務の提供

四　電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第二十八条第一項に規定する役務の提供

（中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律施行令の一部改正）

第二十条　中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律施行令（昭和五十二年政令第二百七十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「第二条第十項に規定するガス事業」を「第二条第五項に規定する一般ガス導管事業及び同条第七項に規定する特定ガス導管事業」に改める。

（大規模地震対策特別措置法施行令等の一部改正）

第二十一条　次に掲げる政令の規定中「第二条第十項」を「第二条第十一項」に改める。

一　大規模地震対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百八十五号）第四条第十九号

二　建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成七年政令第四百二十九号）第二条第四号

三　南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十五年政令第三百二十四号）第三条第二十号

四　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百八十二号）第三条第二十号

（特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行令の一部改正）

第二十二条　特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百三十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「第四十条の二第一項」を「第百五十九条第一項」に改める。

（対内直接投資等に関する政令の一部改正）

第二十三条　対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第六項第三号中「第二条第十項に規定するガス事業」を「第二条第五項に規定する一般ガス導管事業」に改める。

（消費税法施行令の一部改正）

第二十四条　消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）の一部を次のように改正する。

第五条第八号カ中「第二条第一項（」を「第二条第五項（」に、「一般ガス事業若しくは同条第三項に規定する簡易ガス事業」を「一般ガス導管事業」に、「同条第五項」を「同条第七項」に、「ガス導管事業又は同条第八項に規定する大口ガス事業」を「特定ガス導管事業」に改める。

（武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令の一部改正）

第二十五条　武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成十五年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第三十七号ロを次のように改める。

ロ　ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第三項に規定するガス小売事業者（同法第十四条第一項に規定する小売供給契約に係る件数、内容その他の事情からみて、その営む同法第二条第二項に規定するガス小売事業（以下この号において単に「ガス小売事業」という。）が円滑に実施されないことが公共の利益を著しく阻害すると認められるものに限る。）、同法第二条第六項に規定する一般ガス導管事業者（供給区域内におけるガスメーターの取付数その他の事情からみて、その営む同条第五項に規定する一般ガス導管事業によるガスの供給が円滑に実施されないことが公共の利益を著しく阻害すると認められるもの（供給区域が一の都道府県の区域内にとどまるものを除く。）に限る。）及び同条第十項に規定するガス製造事業者（ガス小売事業の用に供するためのガスの製造量その他の事情からみて、その営む同条第九項に規定するガス製造事業が円滑に実施されないことが公共の利益を著しく阻害すると認められるものに限る。）

（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令の一部改正）

第二十六条　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第二号中「同条第三項の簡易ガス事業」を「同条第二項のガス小売事業（同条第一項に規定する特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものに限る。）」に改める。